



健康経営セミナーを開催します!

～兵庫県健康づくりチャレンジ企業アワード～

毎年好評の健康経営セミナーを、兵庫県健康づくりチャレンジ企業アワードと同時に今年度も開催いたします!

先着
200名

参加費
無料

あなたの日常は大丈夫?

実は怖い「座りすぎ」が招く健康リスクとその対策法をお伝えします!



日時

令和5年 **6/2** (金) 13:30~16:00 (受付12:40~)

場所: 神戸市産業振興センター(ハーバーホール)

内容

- 表彰式 兵庫県健康づくりチャレンジ企業アワード
- 事例紹介 健康経営 優良企業による事例紹介
- 特別講演 「座りすぎに注意!~健康リスク・身体活動・運動~」



神戸大学
大学院保健学研究科・
医学部保健学科
准教授

井澤 和大 先生

参加ご希望の場合は下記申込書にご記入の上、FAXにてお申込みください。

FAX: **078-252-8712**

締切: 5月19日(金)

事業所情報	ふりがな	-----									
	事業所名	-----									
	保険証記号 (7・8桁の数字)	-----									
	ご連絡先(住所等)	〒	-----								----
		TEL(----	----)	FAX(----	----)		
参加者①	ふりがな	-----									
	参加者氏名	-----									
参加者②	ふりがな	-----									
	参加者氏名	-----									

注意事項

- 申込みは先着順で受付いたします。申込みが予定数に達した際、受付を終了いたしますのでご了承ください。
- セミナーが近付きましたら、**参加票を上記住所に送付いたします。**参加票は入場の際に必要なになりますので**必ずご持参ください。**

お問い合わせ先

TEL:078-252-8701 企画グループ (音声案内2番→5番)



令和5年度 健康診断のご案内をお送りしています

協会けんぽでは、年度内お一人様1回に限り健診費用の補助を行っています。ぜひご活用ください。

生活習慣病 予防健診

被保険者(ご本人)

生活習慣病予防
健診について
くわしくはこちら



令和4年度まで
自己負担額最高 **7,169円**
(補助額の最高11,696円)

約**2,000円**
DOWN

令和5年度から
自己負担額最高 **5,282円**
(補助額の最高13,583円)

令和5年度より健康診断負担額が減額(補助額が増額)となります!!

送付時期

3月下旬に、**緑色の封筒** で対象者のいる**事業所様**にご案内をお送りしています。

対象者

協会けんぽに加入の**35歳～74歳**の被保険者(ご本人)

予約から
受診まで

① 同封のパフレットに記載の
健診実施機関へ直接予約

② 保険証等を持参し健診を受ける

特定健診

被扶養者(ご家族)

特定健診について
くわしくはこちら



送付時期

ご家族用の受診券(セット券)を令和5年4月上旬～中旬にかけて**黄色の封筒** で被保険者様の**ご自宅**にご案内をお送りしています。

対象者

協会けんぽに加入の**40～74歳**の被扶養者様(ご家族)

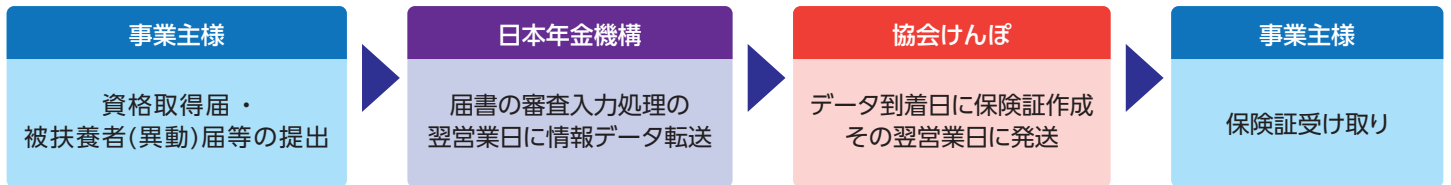
予約から
受診まで

① 同封の健診日程表等に記載の
健診実施機関へ直接予約

② 受診券(セット券)と保険証等を
持参し健診を受ける

保険証のお届けまでの流れについて

保険証の発行は、資格取得届等の届書を日本年金機構へ提出し、日本年金機構での審査入力処理の後、その2営業日後に事業主様宛に発送いたします。速やかな届書の提出にご協力をお願いいたします。



保険証がお手元に届いていない期間に医療機関等を受診された場合は、一旦全額自己負担いただいた後に、協会けんぽへ療養費(立替払)の請求をすることにより払い戻しを受けることができます。

療養費の申請に
ついてはこちら



在職時の保険証を使用できるのは退職日までです

保険証は、資格喪失日(退職日の翌日等)から使用できなくなります。もし、資格喪失日以降に無効の保険証を使用して医療機関を受診してしまうと…**後日、総医療費の7～8割を協会けんぽに返還いただくこととなります。**

事業所ご担当者様におかれましては、回収した保険証と「被保険者資格喪失届」を日本年金機構兵庫事務センターへご提出ください。

※資格喪失届(電子申請の場合も含む)提出時に保険証が添付されていない場合は、保険証回収のご案内を事業所様と被保険者様へ送付しています。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

兵庫支部では、資格喪失後の受診により、**総額1.5億円**の返納金が発生しています。(令和3年度データより)医療費の適正化を図るためにも、保険証の回収にご理解とご協力をお願いします。

